

令和5年度 津市インターンシップ実施要領

1 目的

本市の開かれた市政の一環として、学生及び生徒（以下「学生等」という。）を対象に、本市組織におけるインターンシップ（就業体験）の場を設けることにより、学生等が地方自治への理解を深め、職業意識の高揚及び社会人としての責任感や自立心の醸成を図り、将来の進路の選択を考える機会とすることを目的とする。

2 対象者

大学、短期大学、高等学校等（以下「大学等」という。）に在籍する学生等

3 実施期間

1人当たりの実習期間は、令和5年8月9日（水）から同月16日（水）までのうち5日間程度とする。

実習の時間は、原則午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 募集方法

津市ホームページに登載する。

5 募集期間

募集期間は、令和5年6月1日（木）から令和5年6月20日（火）までの間の午前8時30分から午後5時15分までとする。

6 申込方法

対象者が電子申請（津市ホームページからアクセス）を行い、対象者が在籍する大学等からインターンシップの参加者を取りまとめて推薦書（第1号様式）を津市に提出するものとする。

7 提出書類

(1) 参加申込み時に提出する書類

推薦書（第1号様式）

(2) 受入れ決定後に提出する書類

ア 誓約書（第2号様式）

イ 災害傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写し

8 受入の決定

令和5年6月下旬にインターンシップに参加する者（以下「実習生」という。）を決定し、その旨を津市インターンシップ受入決定通知書（第3号様式）により当該大学等に通知する。

※ 希望者多数の場合は、受入人数を制限することがある。

9 実習生の身分及び処遇

実習生には本市職員の身分は付与しないものとし、賃金、報酬、手当等の一切を支給しない。

10 服務等

実習生は、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）、第34条（秘密を守る義務）、第35条（職務に専念する義務）等について誓約書に署名等を行い、これらを遵守しなければならない。

11 災害補償等

- (1) 大学等及び実習生は、インターンシップへの参加に当たって、災害傷害保険及び賠償責任保険等に参加しなければならない。
- (2) インターンシップに係る実習中及び実習先との往復途上における災害に関しては、大学等及び実習生により対応するものとする。
- (3) 実習生が本市及び第三者に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、その賠償の責めを負わなければならない。

12 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) インターンシップに係る実習の実施について、疑義等が生じた事項については、本市が大学等及び実習生と協議して決定するものとする。